

桶川市既存木造住宅耐震化事業補助金のご案内

～ 建築物の耐震化をすすめましょう ～

市では昭和56年5月31日以前に着工され、一定の要件を満たした木造住宅を対象に**耐震診断、耐震改修、建替え、耐震改修と併せて行うリフォーム**について補助金を交付しています。

建て替えには特に、次の要件等が必要です。

- ・ 既存の建築物を除却し、同一敷地内に新たに建築するものであること
- ・ 市内に本店を置く建設業者が建築するものであること
- ・ 引き続き3年以上市内に居住しているものであること

補助対象戸数には限りがあります。申請は早めにしてください。

詳しくは、下記までお問合せください。

桶川市都市整備部建築課建築指導グループ

住所：桶川市上日出谷937-1（分庁舎内） 電話：048-786-3211(代)

耐震診断費用の補助

◇補助対象となる建築物の要件

- ・ 市内に所在している一戸建て住宅又は兼用住宅であること
- ・ 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること
- ・ 在来軸組構法又は枠組壁工法によって建築されたものであること
- ・ 地階を除く階数が2以下であること
- ・ 建築基準法その他の法令に違反していないこと

◇補助対象者となる申請者の要件

- ・ 建築物の所有者又は居住者（2親等以内の親族が所有する場合に限る）であること
- ・ 市税を滞納していないこと

◇補助金の額

耐震診断に要する費用又は1戸当たり130,000円のうち、いずれか少ない額の1/2で、かつ、50,000円まで

例) 耐震診断費用が150,000円の場合

	上限	1/2	いずれか少ない額
補助金	50,000円	65,000円	130,000円

◇耐震診断の依頼先

- ・ 建築士事務所に属する建築士

※耐震診断（耐震改修の設計）は、建築士の主たる業務のひとつです。建築士事務所として登録されている業者（に属する建築士）に相談してください。

なお、埼玉県や(財)日本建築防災協会などでは、建築関係団体と調整の上、耐震診断や耐震改修のできる設計事務所及び工事業者の一覧をホームページに掲載しています。また、埼玉県内の右記建築関係団体でも、それぞれ相談窓口を開設しています。相談先がわからない場合は、参考にしてください。

名 称	電話番号
(社) 埼玉建築士会	048-861-8221
(社) 埼玉県建築士事務所協会	048-864-9313
(社) 埼玉建築設計監理協会	048-861-2304

耐震改修費用の補助

◇補助対象となる建築物の要件

「耐震診断費用の補助」の「補助対象となる建築物の要件」に加え

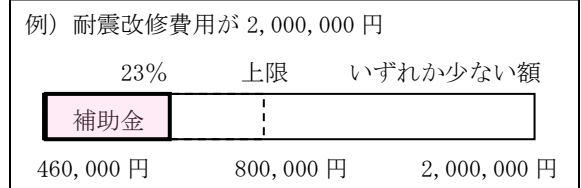
- ・耐震診断の結果、改修が必要である（上部構造評点が 1.0 未満又はその基礎が安全でない）と判定されたものであること

◇補助対象となる申請者の要件

- ・建築物の所有者、かつ、居住者であること
- ・居住者全員が市税を滞納していないこと
- ・（共有名義の場合）すべての所有者から耐震化事業の実施について承諾を得ていること

◇補助金の額

耐震改修に要する費用の 23%で、
かつ、800,000 円まで



リフォーム費用の補助

◇対象となる建築物の要件

「耐震改修費用の補助」の「補助対象となる建築物の要件」に加え

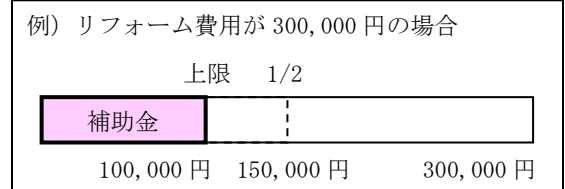
- ・耐震改修と併せてリフォームを行うものであること

◇補助対象となる申請者の要件

「耐震改修費用の補助」の「補助対象となる申請者の要件」に該当すること

◇補助金の額

リフォーム（耐震改修と併せて行う修繕や
模様替等に限る）に要する費用の 1/2 で、
かつ、100,000 円まで



※ただし、耐震改修費用の補助金と合算して 800,000 円まで

建替え費用の補助

◇対象となる建築物の要件

「耐震改修費用の補助」の「補助対象となる建築物の要件」に加え

- ・既存の建築物を除却し、同一敷地内に新たに建築するものであること
- ・市内に本店を置く建設業者が建築するものであること

◇補助対象となる申請者の要件

「耐震改修費用の補助」の「補助対象となる申請者の要件」に加え

- ・引き続き 3 年以上市内に居住しているものであること

◇補助金の額

建替えに要する費用の 23%で、
かつ、800,000 円まで

